

避難所運営のタイムライン作成に向けたガイドライン

令和7年8月作成

香川県

はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、

- 発災直後、避難所の開設がおくれ、避難者の受入れに時間がかかり混雑した
- 避難所開設の際に、避難所のレイアウトが定められておらず、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが設置されていなかった
- 食料や燃料等の備蓄物資が不足した
- 断水や下水道被害により衛生環境が悪化した
- 避難所に土足で入るなど感染対策が十分でなかった

などの多くの課題が見られたところです。

災害時に避難者の安全安心な避難生活を確保するためには、避難所が迅速に開設され、適切に運営されることが極めて重要であり、そのためには避難所運営の流れや留意すべきポイントを整理し、地域内で共有しておく必要があります。

本ガイドラインは、県が策定している「避難所管理運営指針」に記載された災害時の避難所設置・運営の対応事項をタイムラインに沿って整理したものであり、本ガイドラインを参考に、市町や施設管理者、地域住民が避難所運営について理解を深め、地域の特性や実情を踏まえた安全安心で円滑な避難所運営が行われる体制づくりを進めてくださるようお願いいたします。

目 次

第1章	避難所運営のタイムライン作成に当たって	
1	指定避難所とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	避難所運営のタイムラインの必要性・・・・・・・・	1
3	避難所運営のタイムライン作成までの流れ・・・・・・・・	2
第2章	避難施設の利用方法の検討	
1	施設の利用可能箇所、レイアウトの検討・・・・・・・・	3
2	施設の物資の備蓄状況の確認・・・・・・・・	4
第3章	災害時の運営体制の検討	
1	避難所の開設・運営体制の検討・・・・・・・・	5
2	施設の利用計画・・・・・・・・	5
3	避難所の開設時の対応・・・・・・・・	5
4	避難所の開設・報告・・・・・・・・	6
5	避難所運営時の対応・・・・・・・・	6
第4章	訓練とタイムラインの見直し	
1	防災訓練の実施・・・・・・・・	8
2	タイムラインの見直し・・・・・・・・	8
第5章	避難所運営のためのタイムライン・・・・・・・・	10
第6章	避難所運営タイムライン対応項目・・・・・・・・	12

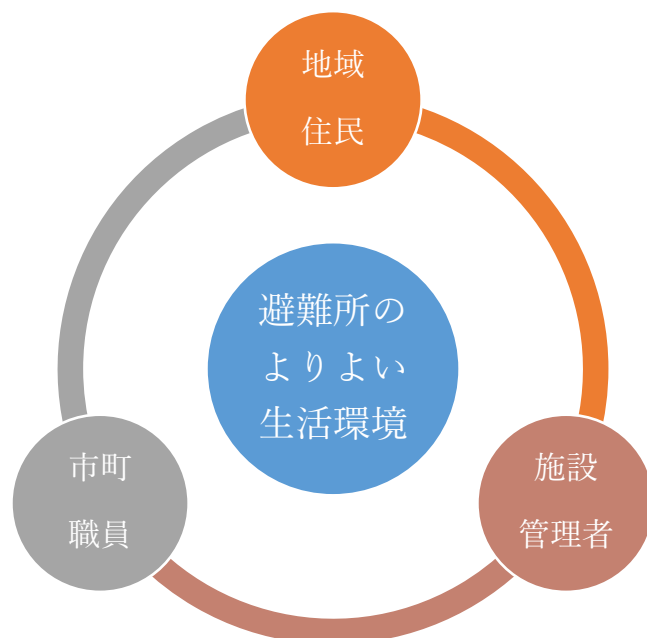
第 1 章 避難所運営のタイムライン作成に当たって

1 指定避難所とは

指定避難所（以下「避難所」という。）とは、災害によって自宅が被害を受けた人や被害を受ける恐れのある人を一時的に受け入れる施設です。学校や公民館などの公的施設を市町が指定しています。

2 避難所運営のタイムラインの必要性

災害発生時、避難所は避難者が一定期間生活する場所として、重要な役割を担っています。しかし、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合、公的な支援活動が被災地全体に行き渡らず、避難所の運営まで手が回らないことが予想されます。避難所での生活を円滑に行うには、あらかじめ避難所運営のタイムラインを作成することが必要です。また、避難所運営のタイムライン作成に当たっては、地域の住民が主体となって避難所運営ができるように、自治会や自主防災組織等と協力して作成していくことが重要です。



3 避難所運営のタイムライン作成までの流れ

ステップ1 関係者間での話し合いの場の設置

- 避難所開設・運営は、避難者を含めた地域住民と市町職員、施設管理者の3者が協力して行うことが重要です。タイムラインの作成に当たっては、3者が協力して作成していくことが大切です。

ステップ2 避難施設の利用方法の検討

- 避難所となる施設の設備や資機材の整備状況についてあらかじめ、把握しておくことが重要です。また、災害時の施設の解錠方法や、避難所のレイアウトを決めておきます。

ステップ3 災害時の運営体制の検討

- 避難所開設・運営に当たっての主体、施設の利用方法、開設方法、運営方法について、市町職員、施設管理者、地域住民の3者で施設状況を踏まえて検討します。

ステップ4 検討したタイムラインをもとに、訓練を実施

- 検討したタイムラインが実際に機能するか検証するための訓練を行います。

ステップ5 訓練をもとに、タイムラインを見直す

- 訓練の振り返りを行い、それをもとにタイムラインに見直しを加えます。

避難所運営のタイムライン完成！

※完成したら終わりではなく、定期的に訓練を繰り返し、適宜内容を更新することが大切です。

第2章 避難施設の利用方法の検討

避難施設は、普段は学校や公民館などとして利用されていることが多く、避難所としての役割に応じた設備や資機材が必ず整備されているわけではありません。また、施設規模によっては収容人数にも限りがあり、災害時に避難所として利用できる部屋について事前に検討しておく必要があります。

1 施設の利用可能箇所、レイアウトの検討

災害に備えあらかじめ避難者が利用可能なエリア、避難者の立ち入り禁止エリアを施設管理者と共に決めておきます。また、生活スペース（一般スペースと福祉スペースの区分を含む）や運営スペースなどの部屋にどのようなレイアウトで配置するか決めておくことが重要です。また、衛生環境を保つため、土足スペースと土足禁止スペースについても決めておきます。高齢者は壁を伝って移動するので、壁際を通路として確保するなど、生活スペースだけでなく、通路スペースについても考えておく必要があります。レイアウトを決めるに当たっては、施設管理者から部屋の分かる図面を提供いただき、市町が定める避難所の収容人数を基に配置を考えましょう。なお、スフィア基準による指標において、避難者一人当たりの居住スペースの目安は3.5㎡以上が望ましいとされています。

【レイアウトの検討方法】

①避難所となる施設情報の収集

避難者の生活スペースとなる部屋等がどれくらいの広さなのか、トイレや調理設備、シャワー室など避難生活で必要となる設備の状況を把握するため、避難所となる施設の図面等を手に入れます。施設管理者や市町が作成している、施設を避難所として使用する際のレイアウト図があれば合わせて入手します。なお、スフィア基準による指標において、トイレの数は災害発生当初は避難者50人当たり1基、避難が長期化する場合は20人当たり1基、女性用と男性用トイレの比率は3：1が望ましいとされています。

②避難所となる施設の視察

施設の図面をもとに視察を行い、避難者が生活する部屋等を確認します。避難生活で必要となる、電気、ガス、上下水道、通信等の設備状況も確認します。また、調理設備や冷暖房設備等の設備についても、部屋等ごとに確認します。併せて、設備の使用方法についても確認します。

③避難所として必要な部屋等とレイアウトを検討

地域住民と市町職員、施設管理者の3者で、施設内の利用可能エリアと立ち入り禁止エリアを決めていきます。また生活スペースだけでなく、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、

難病の方、傷病者、医療的ケアを必要とする者等の配慮が必要な人向けのスペース、感染者用スペース、授乳室等についても検討していきます。スペースの検討に当たっては、避難者の受入の動線についても考えて行う必要があります。

※ペットの受け入れ場所の検討

能登半島地震では、避難所としてペットの受け入れの可否については決めているが、ペットの飼育場所まで決めていない避難所もありました。また、ペットを連れて避難する方が一定数いる中で、受け入れを断るのが難しい状況がありました。ペットを連れて避難者が来ることを前提に、ペットの飼育場所を検討するとともに、避難所での飼育ルールについても決めておきましょう。

2 施設の物資の備蓄状況の確認

避難所に、どのような物資がいくらあるのか、どこに保管されているのか確認します。また、市町の備蓄倉庫など避難所以外にどのような物資があるのか、手配方法について市町と確認します。

※燃料備蓄の確保について

能登半島地震では、避難所の燃料備蓄が不足し自家発電機が利用できない施設もありました。近くのガソリンスタンドなどと、災害時に優先的に燃料の提供を受けられるよう話し合っておきましょう。

※生活水の確保について

能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたり断水したことにより、トイレや洗濯、避難所清掃等の生活水の確保が課題となりました。井戸所有者と災害時に井戸水を生活用水として提供していただくことを決めておくなど、生活水の確保に取りましょう。（巻末の参考資料「災害時地下水利用ガイドライン」をご参照ください。）

また、生活排水の処理についても検討しておきましょう。

第3章 災害時の運営体制の検討

避難所の開設・運営に当たり市町職員、施設管理者、地域住民の3者で「誰が、どう分担して、避難所を開設し、運営するか」について施設の状況を踏まえて検討し、決める必要があります。

1 避難所の開設・運営体制の検討

避難所は風水害のように災害発生前から開設される場合もあれば、地震のように災害発生後に開設される場合もあるので、状況に応じて誰が開設し運営するか決めておきます。災害の規模によっては、市町職員や施設管理者が被災して避難所に来られないことも想定されるので、できるだけ地域住民が対応・協力できる範囲を広くし、確実に開設できるようにします。

2 施設の利用計画

「第2章 避難施設の利用方法の検討」で確認した内容を基に施設の利用計画を検討していきます。利用計画を考えるに当たっては、感染症対策としての専用スペースや福祉スペースの確保も重要です。利用計画を基に、開設時や運営時に必要な設備について考えます。

3 避難所の開設時の対応

避難所の開設に当たっては、①避難所の解錠、②避難所の安全確認、③避難所の設置準備、④避難所の開設・報告の流れで進んでいきます。大規模災害時には想定していた開設者が来られないことも考えられるので、誰でも避難所が開設できるようにアクションカードを作成しておきます。

①避難所の解錠

能登半島地震においては、元日の発災のため、市町職員が避難施設に行けず、避難所の解錠が1時間かかった事例があります。地域の自主防災組織に鍵を預ける、解錠するために壊してよい窓ガラスを決めるなど、事前に施設管理者と地域住民で解錠方法について話し合っておきます。

②避難所の安全確認

二次被害を防ぐために、避難所の安全確認を行います。安全確認ができるまでは、避難者を避難所に入れてはいけません。避難所の安全が確保できない場合は、避難者を一時的に安全な場所に避難誘導します。

③避難所の設置準備

施設の設備が利用可能かどうか判断を行います。利用できない設備・エリアがある場

合は速やかに使用中止の周知を行います。主な点検項目は以下の通りです。

- ・ 消防用設備
- ・ 給排水設備
- ・ 備蓄物資
- ・ 放送設備、通信手段
- ・ 空調、非常用電源の確認 など

※トイレの初動対応について

上下水道が使えない状態でトイレを使うと、排せつ物が溜まってトイレが使えない状態になり、避難所の衛生環境も悪くなります。震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかにトイレを閉鎖し、給排水設備が使えるかどうか確認しましょう。給排水設備が使用できることを確認するまでは、「流さないトイレ」（施設のトイレの便器に、便器取付型使い捨てトイレ（携帯トイレ）を被せて用を足し、使用した便器取付型使い捨てトイレを処分する方法）を使用することについて周知・徹底します。

4 避難所の開設・報告

施設の安全が確認できたら、避難者を受け入れましょう。避難所の各種サービスを提供するため、避難所名簿を作成し避難者数を把握します。市町に対して避難所を開設したこと及び避難所の現状と必要な支援について報告します。

5 避難所運営時の対応

施設条件を踏まえ、避難所運営時に取り組む対応を検討します。対応に当たっては、以下の班分けを参考例として対応を考えていきます。

・ 総務班

避難所全般の取りまとめ、災害対策本部との連絡・調整、避難者名簿の管理、ボランティア受入、マスコミ対応など

・ 情報班

災害対策本部に連絡する情報の集約・管理、避難者向けの情報の管理・提供など

・ 食料班

避難所食料の配給、不足食料の要請、炊き出し等の温かい食事の提供など

・ 物資班

避難所生活物資の配給、不足物資の要請、救援物資の管理など

- ・保健衛生班

避難所の衛生管理、負傷者等の救護、配慮が必要な人に対する相談・対応、看護師等による巡回の調整、健康管理体制の整備など

- ・広報班

避難所における広報、来訪者・電話等の外部との連絡窓口など

- ・警備班

避難所の防犯・防火対策など

避難所の収容人数によって、各班の対応は増減しますが、配慮が必要な人への対応など、避難者数が少ない場合でも、必ず行わなければならないこともありますので、注意しながら確認します。また、検討をもとにどのような備品や備蓄が必要となるか確認します。

※消防団などの見回りについて

避難所には、食料や物資の配給を受け取る方をはじめ、様々な方が訪問します。窃盗や性的犯罪等の発生も懸念されるため、防犯ブザーの準備や警備班による定期的な見回りを行う必要があります。地域の消防団などに依頼して、避難所の見回りに協力してもらうなど、避難所運営に参加してもらうことが重要です。

第4章 訓練とタイムラインの見直し

1 防災訓練の実施

①案の段階

避難所運営のタイムラインは、案を作成して終わりではありません。地域住民が、避難所運営のタイムラインに記載した内容が実際に行えるか確認するために、避難所開設・運営訓練を実施し、振り返りを行います。

②避難所運営のタイムライン作成後

避難所運営のタイムライン作成後も、定期的に災害を想定した訓練を実施し、振り返りを行います。訓練を行うことで、継続的に避難所運営のタイムラインの実効性を維持・向上できます。

※訓練メニュー例

○避難所開設訓練

避難所の解錠から避難者受入れまでを一貫して実施する訓練

○避難所受付訓練

避難者役を多数用意して避難者の受付を行う訓練

○炊出し訓練

備蓄の食料・飲料を活用して炊出しを行う訓練

○ペット同行避難訓練

ペットを同行した避難者の受入れを行う訓練

○感染者対応訓練

感染症の疑いのある人が避難所で発生した際の対応の訓練

○トイレの使い方訓練

便器取付型使い捨てトイレ（携帯トイレ）を使用して、「流さないトイレ」の使い方訓練

2 タイムラインの見直し

①案の段階

訓練の振り返りを踏まえて、見つかった課題などを検討し、避難所運営のタイムラインに反映させます。

②避難所運営のタイムライン作成後

定期的な訓練及び振り返りを踏まえて、定期的に避難所運営のタイムラインの見直しを行います。

※見直すポイントと見直し方

見直しに当たっては、「検証」と「修正・強化」の2つの視点で行います。タイムラインを使えるものとするためには、書いてある通りに行動できるか「検証」する必要があります。「検証」に当たっては、タイムラインの読み合わせや訓練を行い、いざという時に使えるように内容を見直します。また、避難所の運営体制が具体化した場合や施設の設備・資機材、備蓄内容に変更が生じた場合、内容を「修正・強化」する必要があります。この場合は、訓練に依らず、定期的に記述を修正・追記するなどして、内容の適正化を図ります。

※スフィア基準

スフィア基準は、正式には「人道憲章と人道支援における最低基準」といいます。戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示しています。

【スフィア基準による指標の一例】

- ・一人当たりの居住スペース…最低 3.5 m²
- ・飲料水と家庭における衛生を保つために必要な水…15ℓ
- ・必要なトイレの数…初期段階は 50 人に最低 1 つ、長期化する場合は 20 人につき最低 1 つ
- ・女性トイレと男性トイレの割合…3 : 1
- ・居住スペースで基本的な活動が安全に行えることを確かめる。

※避難所の寒さ・暑さ対策

避難所では、寒さや暑さの対策等、季節に応じた様々な対応が必要となります。避難施設の設備の利用や資機材の整備など、できる範囲で必要な対策を実施しましょう。

【寒さ対策の例】

- ・床にマットや畳、段ボールを敷設
- ・隙間風にガムテープ活用で建物の気密性を確保
- ・施設内の通気性を考慮し、間仕切りを撤去
- ・毛布やストーブ等を活用
- ・断熱マットや保温性の高いシートを活用

【暑さ対策の例】

- ・日中は高温になるため、温度計・湿度計で定期的に確認
- ・早い時期（5月）からエアコンを活用。エアコンの設置が困難な場合は隣接する部屋等を仮設の休憩室としてスポットクーラー等を設置
- ・扇風機、網戸、氷柱の設置、うち水の実施
- ・輻射熱を防ぐための遮光カーテン等の設置
- ・冷却ジェルシート、飲料の配布

第5章 避難所運営のためのタイムライン

避難所運営のためのタイムラインとは、災害時の避難所運営で取るべき行動を時系列で整理したものです。避難所運営では、災害が発生してから時間経過に応じて求められる対応、避難者からのニーズが変化していきます。平常時、災害発生初期（1～2日程度）、応急期（3～7日程度）、応急期（1週～1月程度）の段階ごとにに応じて、優先的に対応する項目、対応内容、対応班について避難所運営のためのタイムラインとしてまとめることで、避難所運営全体の流れを体系的に確認することができます。

避難所運営のためのタイムラインを作成していくに当たっては、近年の大地震（令和6年能登半島地震等）や台風による高潮・洪水被害など、これまでの災害における経験を踏まえ、避難所運営をしていく上で課題となる、①避難所運営、②トイレ環境の維持・向上、③食料・物資管理、④プライバシーの確保・就寝環境の向上、⑤衛生環境の維持、⑥避難者の健康管理、感染症対策、暑さ・寒さ対策、⑦配慮が必要な方への対応、の7つの対応項目について、時系列ごとに検討していきます。

また、本ガイドライン末尾に避難所運営タイムラインの作成例を示しておりますので、これを参考に各避難所におけるタイムラインを作成していただき、避難所に掲示するなどしてご活用ください。

避難所運営タイムラインのポイント（全体）

	平常時	災害発生初期（１～２日程度）	応急期（３～７日程度）	応急期（１週～１月程度）
避難所運営	○避難所運営の組織体制の整備 ○避難所の解錠手順、施設立入禁止箇所の確認	○避難所への参集・解錠 ○施設の被害状況の確認 ○施設利用スペースの確保 ○避難者数の把握	○運営会議の開催、ルール決定 ○必要物資・資機材の手配 ○避難者ニーズの把握と対応	○避難者ニーズの把握と対応
トイレ環境の維持・向上	○「流さないトイレ」の備蓄数確認、使用ルールの周知	○既設トイレの使用可能数の確認 ○既設トイレの使用ルールの決定 ○備蓄物資の提供 ○仮設トイレ等の手配	○仮設トイレ・マンホールトイレの設置 ○配慮が必要な人等のトイレを確保	
食料・物資管理	○備蓄物資保管場所の検討・リスト化	○必要食数の把握 ○備蓄物資の提供 ○食料の手配	○食料の数量管理、衛生的な保管状態の確保	○栄養面に配慮した適温食の確保
プライバシーの確保、就寝環境の向上	○避難所レイアウトの検討と図面化 ○備蓄物資保管場所の検討	○避難所レイアウトの周知 ○備蓄物資の配置 ○物資の手配		○清掃による維持管理
衛生環境の維持	○入浴場の受入れ場所の検討	○下着類や衣類の提供 ○生活用水の確保	○入浴場の確保 ○洗濯場の確保	
避難者の健康管理、感染症対策、暑さ・寒さ対策		○感染症対策への対応 ○暑さ・寒さ対策への対応 ○保健師等の巡回	○健康相談窓口の設置	
配慮が必要な方への対応	○福祉スペースの検討と図面化	○配慮が必要な人の把握 ○備蓄物資の提供 ○福祉スペースの確保 ○福祉専門職等による巡回	○福祉避難所へ入所を要する者のリスト化	

第6章 避難所運営タイムライン対応項目

①避難所運営	
対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○避難所運営の組織体制の整備 ○避難所の解錠手順、施設立入禁止箇所の確認	・災害発生時に速やかに、運営体制が取れるように、行政・施設管理者・自主防災組織等の関係者が参加した組織体制の整備を行う。駐車場を含めた使用可能箇所、組織体制、担当役割等の図表化を行う。 ・施設の管理者、自治会、自主防災組織等との間で、使用禁止場所の確認、鍵の管理や避難所の開設方法について図面等で確認し取り決めておく。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○避難所への参集・解錠 ○施設の被害状況の確認 ○施設利用スペースの確保 ○避難者数の把握	・災害発生後、速やかに避難所に参集し開設準備を行う。職員等が被災して避難所に参集できないこともあるので、避難所となる施設の解錠方法についてはあらかじめ決めておく。 ・災害の状況や避難所となる施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、施設の安全性の確認を行う。 ・避難者生活スペースや運営スペース、立入禁止エリア等について確保する。 ・避難所の避難世帯数や避難者数を把握する。
応急期 (3～7 日程度) ○運営会議の開催、ルール決定 ○必要物資・資機材の手配 ○避難者ニーズの把握と対応	・避難所の運営方針を決定し、方針に基づく役割分担を決定する。 ・多様なニーズに対応できるように、運営会議には年齢・性別に関わらず多様な主体の関係者が参加するようにし、方針決定に当たっては、リーダー、食事作りや片付け、清掃等の活動が特定の性別に偏ることのないよう留意する。 ・運営方針を、避難者に周知する。 ・避難者のニーズを踏まえて必要物資と資機材の洗い出しを行い、市町災害対策本部に要請する。 ・在宅避難者が必要物資等を避難所に取りに来てよい体制を構築する。 ・生活環境の質を確保した安定的な避難所運営を継続するために、避難者のニーズを把握し、解決するための対応を行う。
応急期 (1 週～1 月程度)	

○避難者ニーズの把握と対応	・ 同上
---------------	------

②トイレ環境の維持・向上

対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○「流さないトイレ」の備蓄数確認、使用ルールの周知	・流さないトイレ（既設の便器に、便器取付型使い捨てトイレ（携帯トイレ）を被せて用を足す水を流さない使い方）の使用方法について周知するとともに、避難訓練において試用する。 ・仮設トイレの配置レイアウト、携帯トイレの保管場所及び使用方法の確認、屋外のトイレの夜間照明配置及び段差対策を検討する。 ・トイレの使用方法、使用禁止等の表示を予め作成する。 ・マンホールトレイの設置訓練（マンホール蓋を開ける手順、道具の準備）を行う。 ・排泄ゴミの保管場所を検討する。
災害発生初期 （1～2 日程度） ○既設トイレの使用可能数の確認 ○既設トイレの使用ルール決定 ○備蓄物資の提供 ○仮設トイレ等の手配	・避難所等における既設トイレの使用可能数（便器）及び上下水道の状況を確認する。使用できないトレイの閉鎖と掲示を行う。 ・衛生対策等の観点から、トイレを清潔に継続使用するため、トイレの使用、清掃、物品補充のルールを決定し、周知する。 ・上下水道が使えない場合は、「流さないトイレ」を使用することについて周知・徹底する。 ・携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄を避難者に提供する。 ・手洗い用の水や石鹸、消毒液等や清掃物品を準備する。 ・避難者数に応じて、スフィア基準を参考にトイレの必要数を検討する。 ・長期的なトイレの確保に向けて、仮設トイレ等の手配を市町災害対策本部に要請する。 ・性別に配慮したトイレの設定や、動線の確保を行う。
応急期 （3～7 日程度） ○仮設トイレ・マンホールトイレの設置	・必要に応じて、仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。

○配慮が必要な人等のトイレを確保	・配慮が必要な方のためのトイレや、トイレまでの動線の安全性を確保する。 ・感染症患者が出た時の専用トイレ及び専用の掃除用具等を確保する。 ・人工肛門や、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する。
応急期 (1 週～1 月程度)	

③食料・物資管理	
対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○備蓄物資保管場所の検討・リスト化	・災害時に避難所に届く物資の保管場所について、あらかじめ決めておく。紙食器やラップ等発生初期に必要な物資の検討と備蓄を行う。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○必要食数の把握 ○備蓄物資の提供 ○食料の手配	・避難者数から、必要食数を把握する。 ・アルファ化米、缶詰やペットボトル水等の備蓄物資を避難者に提供する。 ・避難者数をもとに市町の災害対策本部に対して、食料手配の要請を行う。 ・「食物アレルギー」、「介護職」等、配慮が必要な者については、対応した食料品を確保する。
応急期 (3～7 日程度) ○食料の数量管理、衛生的な保管状態の確保	・継続して安定的な食料提供を行うために、食料の数量管理を行う。 ・衛生的な状態を確保するため、必要に応じて、冷蔵庫や電子レンジの手配を行う。
応急期 (1 週～1 月程度) ○栄養面に配慮した適温食の確保	・避難者の栄養面に配慮した適温食の提供を行う。 ・適温食の提供に当たっては、ボランティア等による炊出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努める。

④プライバシーの確保、就寝環境の向上	
対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○避難所レイアウトの検討と図面化 ○備蓄物資保管場所の検討	・段ボールベッドやパーティションのレイアウトについてあらかじめ検討する。 ・災害発生時に段ボールベッド及びパーティションが提供できるように、施設内での保管場所について検討する。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○避難所レイアウトの周知 ○備蓄物資の配置 ○物資の手配	・スフィア基準を参考に一人当たりの居住スペースを検討する。 ・床に直接寝ることで体調不良の恐れがあることを認識した上で、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置した場合の避難所のレイアウトを周知する。 ・段ボールベッド等は配慮が必要な者を優先する。 ・避難所における生活環境確保のため、避難所の開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを配置する。 ・パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド等の物資が不足する場合は、市町の災害対策本部に対して手配を行う。
応急期 (3～7 日程度)	
応急期 (1 週～1 月程度) ○清掃による維持管理	・避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行う。

⑤衛生環境の維持	
対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○入浴場の受入れ場所の検討	・入浴所を設置する十分なスペースの確保及び給排水設備の検討を行う。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○下着類や衣類の提供 ○生活用水の確保	・避難者の属性に応じた下着類や身体や季節に合った衣類を確保する。 ・タンク、貯水槽、井戸等も活用しながら、トイレや洗濯、避難所清掃等の生活用水を確保する。
応急期 (3～7 日程度) ○入浴場の確保 ○洗濯場の確保	・できるだけ早期に入浴場・シャワー施設を確保する。 ・体を拭くためのタオル等を確保する。 ・入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。 ・洗濯機や乾燥機を整備する等、洗濯場を確保する。 ・性別に配慮した上で、洗濯干し場を確保する。 ・洗濯用洗剤等を確保する
応急期 (1 週～1 月程度)	

⑥避難者の健康管理、感染症対策、暑さ・寒さ対策

対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時	
災害発生初期 (1～2 日程度) ○感染症対策への対応	・マスク、体温計、手指消毒薬をはじめ、感染症対策として必要な物資を確保する。掲示等にて、手洗いの徹底など感染症対策の呼びかけ及び体調不良者の申出窓口を定めて情報提供を行う。 ・避難所の換気を実施する。 ・衛生環境を保つため、生活スペースは土足禁止にする。 ・感染症患者、疑いのある者が出た時のスペースを確保する。
○暑さ・寒さ対策への対応	・毛布等（綿のタオルケット含む）を確保し配布する。 ・水分、塩分補給を周知する等の熱中症対策を実施する。 ・冷暖房機器を確保する。
○保健師等の巡回	・医療専門職や保健師の巡回等を調整し、健康管理体制を整備する。 ・保健師の巡回時に適切に相談できるように自覚症状の時期や転帰を記録する。
応急期 (3～7 日程度) ○健康相談窓口の設置	・健康相談窓口を設置する。
応急期 (1 週～1 月程度)	

⑦配慮が必要な方への対応	
対応項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○福祉スペースの検討と図面化	・あらかじめ、避難所における配慮が必要な方の人数を把握し、これに応じたスペースについて検討する。 ・近隣の福祉避難所を把握しておく。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○配慮が必要な人の把握 ○備蓄物資の提供 ○専用スペースの確保 ○福祉専門職等による巡回	・配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族等から聞き取りを実施する。 ・状況に応じ、福祉避難所や施設、病院等への移動を検討する。 ・配慮が必要な者に対して、本人の属性に応じた備蓄物資等を提供する。 ・配慮が必要な者に対して、専用スペースを確保する。 ・福祉専門職等の巡回等を調整し、健康管理体制を整備する。
応急期 (3～7 日程度) ○福祉避難所へ入所を要する者のリスト化	・福祉避難所へ入所を要する者の把握、福祉専門職と相談して入所の優先順位を決定し、関係部署に連絡する。
応急期 (1 週～1 月程度)	

※ 参考資料

【内閣府】

「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf

「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf>

「あなたのまちの避難所について」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/leaflet.pdf>

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_jirei.pdf

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」

https://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」

<https://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A」

https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_toilet_guideline.pdf

「災害時地下水利用ガイドライン」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/laws/pdf/guideline_all.pdf

【厚生労働省】

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794047.pdf>

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

【環境省】

「人とペットの災害対策ガイドライン」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

【内閣府男女共同参画局】

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

【香川県】

「避難所管理運営指針」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/3889/hinannzyokannriunneisisinn.pdf>

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/1300/w5xkdc200615093951_f02_1.pdf

本ガイドラインの作成にあたっては、香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 危機管理先端教育研究センターに助言をいただきました。

(参考) 避難所運営タイムラインの作成例

	平常時	災害発生初期（１～２ 日程度）	応急期（３～７ 日程度）	応急期（１ 週～１ 月程度）
避難所運営	○避難所運営の組織体制の整備 ・ ・ ○避難所の解錠手順、施設立入禁止箇所の確認 ・ ・	○避難所への参集・解錠 ・ ・ ○施設の被害状況の確認 ・ ・ ○施設利用スペースの確保 ・ ○避難者数の把握 ・ ・	○運営会議の開催、ルール決定 ・ ・ ○必要物資・資機材の手配 ・ ・ ○避難者ニーズの把握と対応 ・ ・	○避難者ニーズの把握と対応 ・ ・
トイレ環境の維持・向上	○「流さないトイレ」の備蓄数確認、使用ルールの周知 ・ ・	○既設トイレの使用可能数の確認 ・ ・ ○既設トイレの使用ルールの決定 ・ ○備蓄物資の提供 ・ ・ ○仮設トイレ等の手配 ・	○仮設トイレ・マンホールトイレの設置 ・ ・ ○配慮が必要な人等のトイレを確保 ・ ・	
食料・物資管理	○備蓄物資保管場所の検討・リスト化 ・ ・	○必要食数の把握 ・ ・ ○備蓄物資の提供 ・ ・ ○食料の手配 ・ ・	○食料の数量管理、衛生的な保管状態の確保 ・ ・	○栄養面に配慮した適温食の確保 ・ ・
プライバシーの確保、就寝環境の向上	○避難所レイアウトの検討と図面化 ・ ・ ○備蓄物資保管場所の検討 ・ ・	○避難所レイアウトの周知 ・ ○備蓄物資の配置 ・ ・ ○物資の手配 ・ ・		○清掃による維持管理 ・ ・
衛生環境の維持	○入浴場の受入れ場所の検討 ・ ・	○下着類や衣類の提供 ・ ○生活用水の確保 ・	○入浴場の確保 ・ ○洗濯場の確保 ・	
避難者の健康管理、感染症対策、暑さ・寒さ対策		○感染症対策への対応 ・ ・ ○暑さ・寒さ対策への対応 ・ ○保健師等の巡回 ・	○健康相談窓口の設置 ・ ・ ・	
配慮が必要な方への対応	○福祉スペースの検討と図面化 ・ ・	○配慮が必要な人の把握 ・ ○備蓄物資の提供 ・ ○福祉スペースの確保 ・ ○福祉専門職等による巡回 ・	○福祉避難所へ入所を要する者のリスト化 ・ ・	

※各対応項目に応じた対応を考える上でのポイントを参考に、優先的に対応する項目、対応内容、対応班など避難所内で決定した事項を「・(余白スペース)」に記載します。(作成例のみ A3 に印刷設定)